

# 「個人情報保護に関する基本方針」 の一部変更について

---

令和 4 年 3 月 9 日

# 基本方針の概要

- 政府は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「個人情報保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定（閣議決定）。
- 政府として、官民の幅広い主体が、この基本方針に則して、個人情報保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請するもの。平成16年4月の策定以降、これまで5回の一部変更。
- 今回の一部変更について、本年4月1日の閣議（調整中）を目指し、個人情報保護委員会において、基本方針の一部変更案を決定の上、閣議請議を行う予定。
- なお、変更案の作成にあたっては、第196回個人情報保護委員会（令和4年1月）で決定した「見直しの方針」に関して実施したパブリックコメント（11者より18件の意見提出あり）も踏まえて作成。

第7条 政府は、個人情報保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者、同条第5項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第6項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第51条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

# 基本方針に関する主な経緯

2003年（平成15年） 個人情報保護法成立（2005年（平成17年）全面施行）

2004年4月  
基本方針の策定

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、  
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2008年4月  
基本方針の変更

2009年9月  
基本方針の変更

2015年（平成27年） 個人情報保護法改正（2017年（平成29年）全面施行）

2016年2月  
基本方針の変更

3年ごとに見直し規定が盛り込まれる  
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2016年10月  
基本方針の変更

2018年6月  
基本方針の変更

2020年（令和2年） 3年ごとに見直し規定に基づく初めての法改正

6月成立・公布

令和2年改正法

2021年（令和3年） デジタル社会形成整備法※に基づく法改正（官民一元化）

5月成立・公布

令和3年改正法

※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）第50条及び第51条

基本方針の変更

# 基本方針の変更に関する見直し方針①（令和4年1月19日第196回個人情報保護委員会）

## 1. 見直しの趣旨・背景等

政府は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第7条第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定、平成30年6月12日最終変更。以下「基本方針」という。）を策定しており、これに基づき、各府省庁、地方公共団体、事業者等が取組を実施しているところである。

この点、令和2年6月、平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（同法附則第12条）に基づき、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第44号）により、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護法が改正（以下「令和2年改正法」という。）され、令和4年4月より全面施行する予定である。

また、令和3年5月、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）により、個人情報保護法、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）の3法を統合・一本化し、地方公共団体等における個人情報の取扱いについても全国的な共通ルールを設定するとともに、個人情報保護委員会が、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築する等の観点から、個人情報保護法が改正（以下「令和3年改正法」という。）され、行政機関及び独立行政法人等関係は令和4年4月より、地方公共団体等関係は令和5年春頃より施行予定である。

そこで、令和4年4月からの令和2年改正法及び令和3年改正法の施行に向けて、両改正法の趣旨、デジタル社会の進展等の個人情報をめぐる内外の状況の変化等を踏まえ、基本方針の見直しを行う必要がある。

# 基本方針の変更に関する見直し方針②（令和4年1月19日第196回個人情報保護委員会）

## 2. 見直しの方針について

基本方針の見直しを行うに当たっては、次の**方針**に従い、検討を進めるものとする。

①デジタル社会の進展等により、**官民や地域の枠を超えた事業や政策**を企画立案・実施・評価する際、個人情報等の適正な取扱いを図る要請が高まっていること等を踏まえ、**個人情報取扱事業者や行政機関等における連携協力の強化や取組の充実の必要性等**について記述する。また、その中で**個人情報保護委員会が果たすべき役割について、体制面の整備**も含め、明記する。

②**令和2年改正法**に基づく、開示・利用停止・消去等の個人による請求権の拡大、不適正利用の禁止、漏えい等報告や本人通知の義務化、個人関連情報の第三者提供の制限、越境移転における情報提供の充実、仮名加工情報制度の創設や特定分野を対象とする認定個人情報保護団体制度等を踏まえ、**個人情報取扱事業者等に関する事項**について、記述を更新する。

③**令和3年改正法**に基づき、複数の法律や条例から構成されていた法体系が個人情報保護法に統合・一本化し、その所管が個人情報保護委員会に一元化されるとともに、国立の病院・大学等について、民間事業者である病院や大学等と同じ規律を原則として適用し、学術研究機関等について、個人情報保護法を適用した上で、一部の義務に関し学術研究に係る例外規定を精緻化し、自主規範の策定・公表の努力義務を規定する等を踏まえ、**行政機関、独立行政法人等、地方公共団体や地方独立行政法人等に関する事項**について、記述を更新する。

④個人情報等の適正な取扱いを確保するため、漏えい等報告が義務化されたこと、個人情報保護委員会が個人情報等の取扱いを一元的に監視監督することを踏まえ、**個人情報取扱事業者の個別事案への対応や行政機関等への対応**について、示すべき内容を整理する。

⑤個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大し、国際的な制度調和を図っていく必要がさらに増していること等を踏まえ、**DFFT（信頼性が確保された自由なデータ流通）の推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、国際動向の把握、国境を越えた執行協力体制の強化**について、示すべき内容を整理する。

# 基本方針見直しの方針に関するパブリックコメントの概要

- 見直しの方針①～⑤を踏まえた意見について、令和4年1月20日から同2月10日の間、パブリックコメントを実施。
  - 11者（個人5及び企業等6）より18件の意見が提出。主な意見は以下の通り。その他、不適正利用の禁止に関する事業者の取組推進、オプトアウトに基づく第三者提供、要配慮個人情報や機微情報等に関する意見が提出。
- ① 官民一元監督する立場から、これまで以上に、[個人情報保護委員会そのものガバナンスも強化](#)することを明らかにすべき【個人】
  - ② 個人情報保護委員会との共管となっていない[特定分野ガイドライン等の在り方の見直し](#)の必要性や、二重規制・二重行政が新たに作り出されることのないよう[個人情報保護委員会がリーダーシップを発揮](#)することの重要性についても明記すべき【（一社）新経済連盟】
  - ③ 個人情報取扱事業者に対する様々な観点からの規制、場合によっては、複数の異なる法令等による規制が検討・実施される場合であっても、個人情報等に関連するものについては、[貴委員会が中心となり、行政機関間の調整・連携等](#)を行って頂きたい、このような役割について明記頂きたい【(株)ユーザベース】
  - ④ データ主体の利益の保護の観点から、個人情報保護に関する施策における「個人情報の保護と有用性への配慮」において、[データ活用の実態と現状の個人情報保護法と他の法律・ガイドラインとの関係を明確](#)にすることを希望する【サステナビリティ消費者会議】
  - ⑤ 権限を委任している事務について、[実効性を鑑みて有効性が低いものについて権限の委任を廃止](#)し、そもそも担当ではないという形にされたい【個人】
  - ⑥ 個人情報保護委員会が個人情報の取り扱いを一元的に監視監督する体制を構築するにあたって、[データ主体の権利がどのように整理され、尊重されているのか、個人の権利利益の保護という同法の目的から明確化](#)する必要【サステナビリティ消費者会議】
  - ⑦ 一律の規制を課すのみではなく、当該規制を遵守せずとも代替手段の実施等により実質的に同等の個人情報の保護を図る旨の説明義務を課す、いわゆるコンプライ・オア・エクスプレイン・ルールの採用や、LIA/DPIA等の実施を条件に個人の権益保護と利活用の重要性を衡量判断する枠組みの導入など、[柔軟な施策を検討する方針](#)を明記頂きたい【(株)ユーザベース】
  - ⑧ 「開示・利用停止等の請求権」、「漏えい等の本人通知」、「個人情報関連における本人同意が得られていることの確認」、「越境移転の際の本人同意の際の情報提供」など、[本人の請求権や本人への報告・通知・情報提供などが形式的なものにならないよう、利用しやすさ、わかりやすさ、判断のしやすさなど本人の権利利益を実質的に保護](#)することを明記する必要がある【サステナビリティ消費者会議】
  - ⑨ 個人情報の取扱いに係る個人情報取扱事業者の義務と権利（利活用の自由）について、[我が国と同等の水準にある個人情報保護制度を有している国及び地域との間における、実質的なイコール・フィッティングの確保](#)の必要性等も明記すべき【(株)ユーザベース】
  - ⑩ 各国において、個人情報などの一層厳格な管理が求められる中で、管理対象の定義や漏えい報告義務の範囲などが、法域間で異なる恐れも高まっている。データの円滑な越境移転や、事業者の国際的な活動を妨げないよう、[国際的な調和に努める](#)こととする【国際銀行協会】
  - ⑪ 今後の個人情報保護法制の運用および見直しに当たっては、実務上必要な諸外国への[個人データの越境移転について、諸外国の制度との調和や国内個人情報取扱事業者における実務運用面に十分に配慮](#)して頂きたい【（一社）全国銀行協会】
  - ⑫ 国際的な制度との調和の観点から見て、[「法の理念や制度の考え方」は「人権」の観点を考慮](#)に入れたものにする必要がある【サステナビリティ消費者会議】
  - ⑬ 今後、GDPRなどの国際的な基準の変更があった場合に、[3年ごとの見直し規定にかかわらず遅滞なく国内法を検討](#)する旨基本方針に含めるべき【社会保険労務士事務所オフィスR】

# 基本方針の一部変更案の概要

※赤字下線部分：現行との主な変更点

## 1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

- (1) 個人情報等をめぐる状況
- (2) 法の基本理念と制度の考え方
  - ① 個人情報の保護と有用性への配慮
  - ② 法の正しい理解を促進するための取組
- (3) 国際的な制度調和と連携・協調
- (4) サイバーセキュリティ対策の取組
- (5) 経済安全保障の観点からの対応
- ③ 各主体の自律的な取組と連携・協力
- ④ データガバナンス体制の構築
- ⑤ 個人におけるデータリテラシーの向上

## 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

- (1) 各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
  - ① 各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
  - ② 個人情報取扱事業者等が取扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
  - ③ 官民や地域の枠を越えて各主体が連携して取扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
- (2) 個人情報の保護及び安全・円滑な流通を確保するための国際的な取組
  - ① 国際的に整合のとれた個人情報に係る制度の構築
  - ② DFFTの推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築
  - ③ 国際動向の把握
  - ④ 国境を越えた執行協力体制の強化
- (3) 個別の事案等への対応
  - ① 個別の事案への対応
  - ② サイバーセキュリティ対策や経済安全保障の観点等からの対応
- (4) 広報・啓発、情報提供等に関する方針
- (5) 個人情報保護委員会の活動状況等の公表

## 7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

- (1) 各主体自らによる取組の在り方
- (2) 認定個人情報保護団体の取組の在り方
- (3) 地方公共団体における取組の在り方
- (4) 個人情報保護委員会における取組

## 3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- (1) 地方公共団体が保有する個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
- (2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援
  - ① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方
  - ② 地方公共団体の部局間の相互連携
- (3) 国・地方公共団体の連携・協力の在り方

## 4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

## 5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

## 6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- (1) 個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報等に関する事項
- (2) 仮名加工情報取扱事業者が取り扱う仮名加工情報及び匿名加工情報取扱事業者が取り扱う匿名加工情報に関する事項
- (3) 認定個人情報保護団体に関する事項
  - ① 認定個人情報保護団体に期待される役割
  - ② 個人情報保護指針等の策定・見直し等

## 8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

- (1) 個人情報保護委員会の体制強化
- (2) いわゆる3年ごと見直し規定による検討

# 基本方針の一部変更案に関する主なポイント①

※【】部分は、一部変更案における該当項目番号

## 【見直しの方針①関係】

- **行政機関**が個人情報等を自ら保有し又は他の各主体の取扱い方法等に一定の影響を与える政策を企画立案・実施する場合について、プライバシーを含めた個人の権利利益の保護の観点から、それぞれの実態に即した個人情報等の適正な取扱いの仕組みづくり等に取り組む重要性【2(1)①】
- **準公共分野（教育、防災及び子ども等）、相互連携分野（スマートシティ等）**等について、法規律が異なる各主体間におけるデータ連携等が行われ、各主体間における個人情報等のやりとりがより複層的になり、個人情報等の取扱いに係る責任主体が不明確になるリスクに対応するため、**データ連携等を推進する者**によるデータガバナンス体制の構築等の重要性【2(1)③】
- **個人情報保護委員会（以下「PPC」）**において、国民生活及び経済活動の基盤分野について、NISC等と連携し、クラウドサービス利用の場合における漏えい等発生時の対応等に関する情報提供等【2(1)②】
- **PPC**において、毎年、個人情報取扱事業者等及び認定個人情報保護団体の監督並びに行政機関等の監視の状況、苦情処理等の状況、各主体における漏えい等事案の状況等の所掌事務の処理状況を国会報告し、その概要の公表を通じ、個人情報保護制度の運用の透明性を確保【2(5)】
- **PPC**において、個人情報保護制度の司令塔として、基本的な方針を示すとともに、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視・監督等の役割を果たす上で、安全・安心なデジタル社会の構築に貢献するためにも、その実効性を確保するための体制の強化【8(1)】

## 【見直しの方針②関係】

- **個人情報取扱事業者等**において、法を補完する観点から自主ルールを策定し運用していく役割を期待【6(1)】
- **認定個人情報保護団体**において、対象事業者が本人に対し透明性を確保しながら説明責任を果たす観点から、自主ルールを踏まえた積極的な指導等や、PIA等プライバシー・バイ・デザインの実践、個人データの取扱いに関する責任者の設置等を積極的に推奨していくこと等を期待【6(3)】



# 基本方針の一部変更案に関する主なポイント②

※【】部分は、一部変更案における該当項目番号

## 【見直しの方針③関係】

- **行政機関及び独立行政法人等**において、個人情報<sup>※</sup>を極めて大量に取り扱う業務に係るシステム等調達、クラウドサービス等外部委託、約款による外部サービス利用等について、委託先等監督、外国制度等の把握、当該制度等に関する本人への情報提供、必要に応じた安全管理措置の公表等による透明性・信頼性確保の重要性【2、4】
- **地方公共団体の機関及び地方独立行政法人**において、行政機関や独立行政法人等における取組等も参照しつつ、必要に応じ、PPCによる施策とも十分に連携していくことの重要性【3、5】
- **PPC**において、クラウドサービス利用に関し、デジタル庁・NISC等と連携し、ISMAP<sup>※</sup>等を通じた普及啓発【2、3、4】

※クラウドサービスに関する政府情報システムのためのセキュリティ評価制度  
(ISMAP : Information system Security Management and Assessment Program)

## 【見直しの方針④関係】

- **PPC**において、再発防止や被害拡大の抑制等に資する観点から、個別の事案から得られる教訓や対処措置等に関する事例を認定個人情報保護団体との連携等を通じて、各主体に共有や周知啓発【2(3)①】
- **PPC**において、サイバー攻撃等による漏えい等未然防止や被害拡大防止等のリスク低減、各主体における漏えい等への適切・迅速な対応を図るため、NISC等関係省庁等やサイバーセキュリティ関係機関と緊密連携【2(3)②】
- **PPC**において、経済安全保障の観点からの対応として、データローカライゼーションやガバメントアクセス等の本人の権利利益に重大な影響を及ぼし得る制度等に関する情報提供や監視・監督機能による法執行【2(3)②】

## 【見直しの方針⑤関係】

※※GPA (Global Privacy Assembly : 世界プライバシー会議)  
APPA (Asia Pacific Privacy Authorities : アジア太平洋プライバシー機関)

- **PPC**において、DFFT推進の観点から、我が国と同等水準の個人情報保護制度を有する国・地域との間での相互に円滑な個人データ移転を進める枠組みの構築・維持、越境データ移転を行う各主体が政策や事業等に適した移転の仕組みが選択できるための企業認証制度の推進や海外制度の情報の収集・提供等【2(2)①】
- **PPC**において、OECDにおけるガバメントアクセスやデータローカライゼーションに係る議論への貢献、GPA、APPAフォーラムやG7等におけるDFFTの重要性等の発信、米国・欧州・アジア太平洋等との対話等を通じた連携、GPAやグローバルプライバシー執行機関ネットワーク (GPEN) 等を通じた執行協力強化【2(2)①③】

# 參考資料

# 現行の基本方針（2004年4月閣議決定・2018年6月一部変更）の概要

## 1 個人情報保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

- (1) 個人情報をめぐる状況
- (2) 法の理念と制度の考え方
  - ① 個人情報保護と有用性への配慮
  - ② 法の正しい理解を促進するための取組
  - ③ 各事業者の自律的な取組と各主体の連携
- (3) 国際的な協調
- (4) 情報セキュリティ対策の取組

## 2 国が講ずべき個人情報保護のための措置に関する事項

- (1) 各行政機関の保有する個人情報の保護の推進
- (2) 事業者の保有する個人情報の保護の推進
  - ① 個人情報保護の推進に関する施策
  - ② 個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組
  - ③ 個別の事案への対応
  - ④ 広報・啓発、情報提供等に関する方針
- (3) 個人情報保護委員会の活動状況等の公表
- (4) 個人情報の保護及び円滑な流通を確保するための国際的な取組
- (5) 個人データに対する不正アクセス等への対応

## 3 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

- (1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進
- (2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援
  - ① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方
  - ② 地方公共団体の部局間の相互連携
- (3) 国・地方公共団体の連携の在り方

## 4 独立行政法人等が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

## 5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

## 6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

- (1) 個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報に関する事項
- (2) 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者が取り扱う匿名加工情報に関する事項
- (3) 認定個人情報保護団体に関する事項
  - ① 認定個人情報保護団体に期待される役割
  - ② 個人情報保護指針等の策定・見直し

## 7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

- (1) 事業者自身による取組の在り方
- (2) 認定個人情報保護団体の取組の在り方
- (3) 地方公共団体における取組の在り方
- (4) 国民生活センターにおける取組
- (5) 個人情報保護委員会における取組

## 8 その他個人情報保護に関する施策の推進に関する重要事項：いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

# 令和2年改正法と令和3年改正法

## 令和2年改正法

令和4年4月全面施行

### いわゆる3年ごと見直し規定に基づく改正

個人の権利利益の保護と活用の強化、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応、AI・ビッグデータ時代への対応等

- ✓ 利用停止・消去等の拡充、漏えい等の報告・本人通知
- ✓ 不適正利用の禁止
- ✓ 仮名加工情報の創設、個人関連情報の第三者提供制限
- ✓ 越境移転に係る情報提供の充実 等

## 令和3年改正法

令和4年4月一部施行  
(地方部分は令和5年春頃施行)

### デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

# 令和2年改正法の概要

## 1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。  
令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合※に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。  
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

## 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

## 4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

## 5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる（法人重科）。

## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

# 令和2年改正法の今後のスケジュール

	～令和3年度							令和4年度	…	令和7年度
	3月	4月	5月	6月	夏	秋	冬	4月1日		
法律										
政令 委員会規則	3月 24日 公布									
ガイドライン	検討・審議		意見 募集		8月 2日 公表					
Q & A	検討・審議					9月 10日 公表				
広報活動	周知・広報									

改正法全面施行予定

個人情報の保護に関する国際的動向、技術の進展、新たな産業の創出及び発展の状況などを勘案して、施行状況について検討

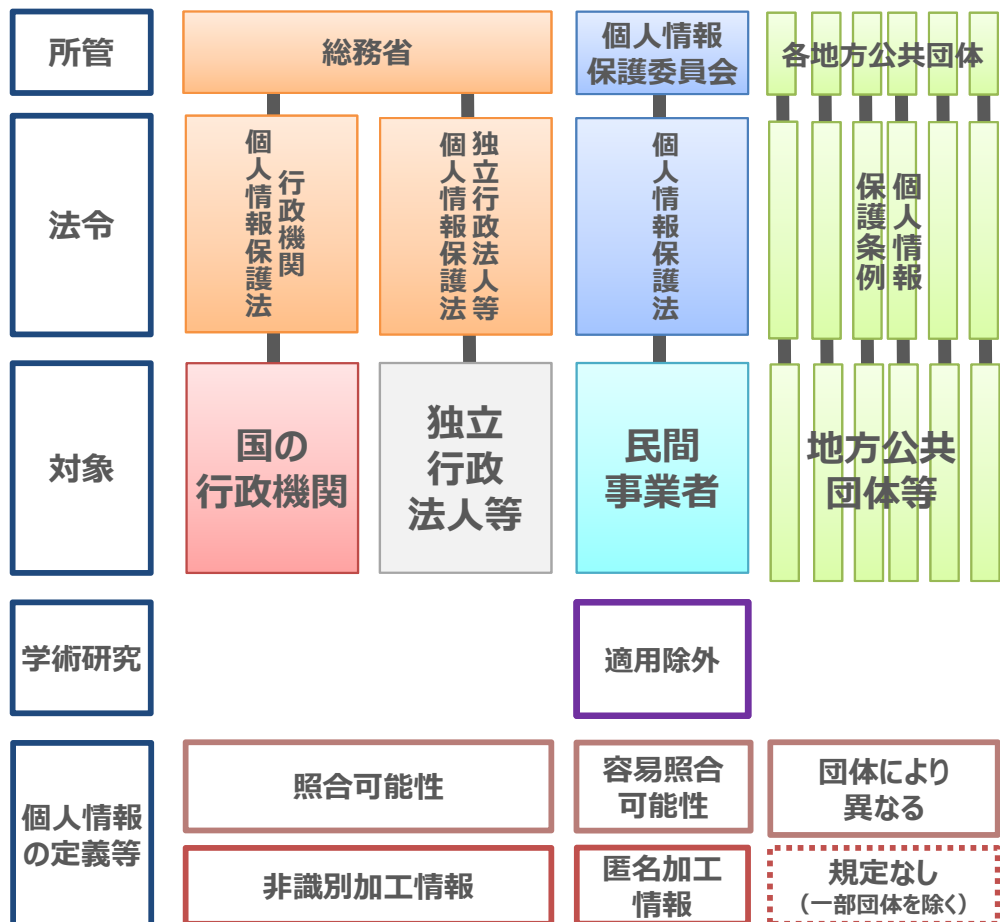
必要な措置を講じる

※「個人情報の保護に関する基本方針」の改正も予定。

# 令和3年改正法（概要）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

## 【現行】

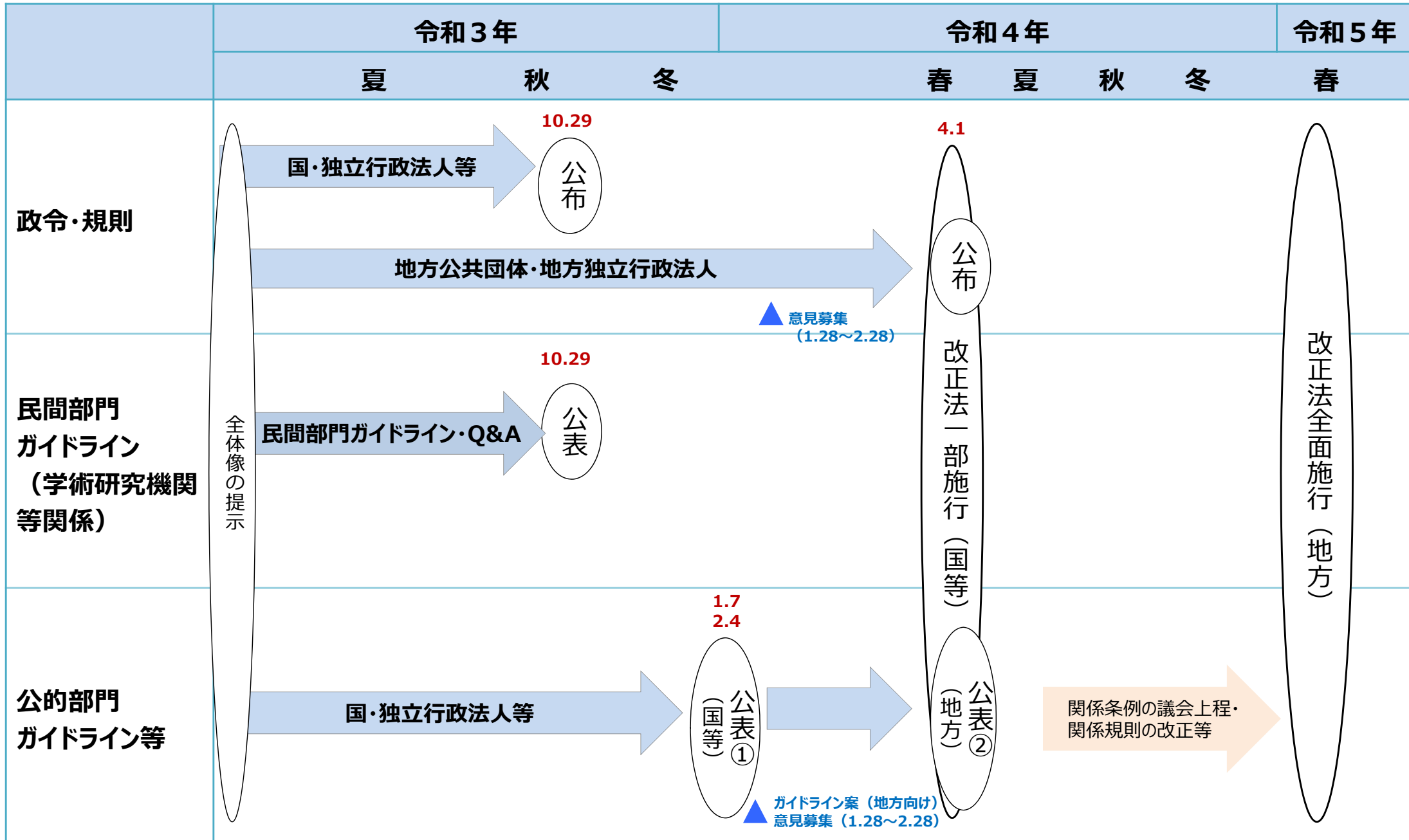


## 【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

# 令和3年改正法の今後の想定スケジュール



※「個人情報の保護に関する基本方針」の改正も予定。